

令和7年度 福祉サービス第三者評価結果

《基本情報》

対象事業所名	愛の園ふちのべこども園
経営主体(法人等)	社会福祉法人 さがみ愛育会
対象サービス	幼保連携型認定こども園
設立年月日	1948年6月11日
定員(在園人数)	315名 (326名)
事業所住所等	〒252-0206 神奈川県相模原市中央区淵野辺1-16-5 電話番号 042-752-2123
ホームページ	http://www.aiikukai.or.jp/
職員数	常勤職員70名 ・ 非常勤職員33名
評価実施年月日	2026年2月5日・2月10日
第三者評価受審回数	4回
実施評価機関	株式会社 R-CORPORATION

《実施方法》

評価項目	標準となる評価基準
自己評価実施	期間：2025年11月15日～2025年12月24日 (評価方法) 全職員を経験年数によって12のグループに分け、グループごとに3時間程度討議し、適時議論、振り返りを行いながら、自己評価結果表の各項目の評価を行った。グループの評価結果を期間の最終日に持ち寄り、半日かけて振り返りを行って、園の評価としてまとめた。
利用者調査	期間：令和7年11月15日～令和7年12月10日 利用者(保護者)アンケートを実施

<理念>

- 愛の精神 下座奉仕の精神 【法人理念】
- いっしょっていいね 【法人こども事業理念】
- はんぶんこの保育 【愛の園ふちのべこども園理念】

<基本方針>

創設者の初代園長はキリスト者でありセツルメント運動の理念を背景とした「愛の精神」を園の園是に掲げました。今でも、子どもも保育者も互いに感謝しあう、お祈りしあう和合の心を目指した保育を大切にしています。見えないものに対する「畏敬の念」を持って、食べ物や、人の親切、手助けに感謝ができる心を自然に持てるようにします。

本園は、熱心な保育教諭が試行錯誤しながらより良くベターな保育を追求し続けています。一人ひとりの子どもを受容し、共感する保育者、教え込む人ではなく、伴走者としての保育者が常に傍にして子ども達の生活を支えています。

愛の園ふちのべこども園の乳児期における大切な姿勢として、「至福保育（しあわせ教育）」を重要な柱に据えています。観念としての意味だけでなく、実際に2歳児くらいまでは、一切叱る必要性はなく、個々の思い、欲求を十分に受けとめてあげる保育を職員全員で行っていきたくて考えました。生まれてから間もない乳児時代は、とりわけ、「ジョイントネス」という、それぞれの子どもが周囲の人とくっつきたがる性質を持っています。生物学的な親（保護者）がいなくても、社会的な意味での親（保育者）という立場に立ち、くっつく対象になっていたいと思っています。これらを土台に置き、快適な環境の中で、「ゆるやかな担当制」をベースに保育者が保護者の方と同様に愛情、甘えの受けとめをしながら「助育（主体性を大切にされた姿勢の保育）」を行って参ります。その結果、人に対して、自分に対して Basic Trust（基本的信頼感）が確立されていくことを目指しています。

幼児時代は緑、水、土、光、風が十分に感じられる園環境の中で、本能的活動意欲を發揮しながら、探索が思う通りにでき、主体性を持って遊びや活動を選ぶ中で、自己原因性感覚を獲得して生きることができるようになります。また、マルチエイジングクラス（異年齢）の中で、クラスの仲間との重層的な関係を意識し、自己發揮したり、自己抑制をしながら折り合いをつけられるようにすること、困っていたり、助けが必要な仲間に対して、ケアする気持ち、親切な気持ちを持って手助けできるよう「人」としての具体像を後押ししていきます。例えば、持っているおもちゃや、大切な所有物を「はんぶんこ」できることは簡単なことではありません。これらは向社会性が育っていることで表出する力です。最先端の研究の中では、向社会性の育ちこそ「非認知能力の育ちの核」とも考えられています。

上記のような、「現象学的子ども理解」を保育者は日々の保育の中で進め、子ども達が期待と希望を持ってワクワクする気持ちで、あらゆることに挑戦できること、その中で課題や新奇性を発見できる力を培ったり、創造力を持って自分だけのアイデアを生み出すことが楽しいと思える積極性を身に付けていける教育、保育を行って参りたいと思っています。

<愛の園ふちのべこども園の特徴的な取組>

1. ベター保育研究会
 2. 環境評価スケールに照らした自己評価
 3. ソニー教育財団「科学する心をはぐくむ保育」の申請に向けての研修
 4. OJT 研究会活動（10グループにわたる独自の研究会活動）
 5. 私の保育記録への実践申請 食育コンテストへの実践申請
-

《総合評価》

【愛の園ふちのべこども園の概要】

●愛の園ふちのべこども園（以下「園」という。）は、神奈川県の中北部で東京都町田市と接する政令市・相模原市（以下「市」という。）に位置しています。JR 横浜線「淵野辺駅」から北西へ約 500m、徒歩 7 分程の場所にあり、市庁舎からも直線距離で約 1.5 km と、利便性の高い立地です。園は、淵野辺駅の北口商店街の北端にあるメインストリートから少し入った住宅地の中にあります。北側には麻布大学獣医学部、西側は淵野辺第一公園が隣接しています。元々園の敷地と淵野辺第一公園は同一の土地であった経緯があり、そのため公園は広い園庭のような存在です。晴れた日には、園児たちが色とりどりの帽子を被って元気に走り回る姿が見られます。園庭には大規模なアスレチックやピオトープも整備されており、園時が豊かに遊び込める恵まれた環境が整っています。

●園の運営主体は、社会福祉法人さがみ愛育会（以下「法人」という。）です。法人の創設者である松岡謹氏は、戦前にキリスト教社会事業家・賀川豊彦氏の薫陶を受け、1931 年からは東京・墨田区で「愛の園保育学校」の運営を任されました。松岡氏は、常に自らを低くし、人に使える「下座奉仕」の姿勢を持って子ども達の保育に当たりました。戦後、焼け跡で釘を拾う幼い子どもの姿を目にした松岡氏は、「この子らに愛を」という神の啓示を受けたと感じ、これを自らの使命と定めました。1948 年、牧師であった夫を亡くした直後ではありましたが、子ども達が安心して過ごせる場をつくるため、この地に園を開園しました。松岡氏は、国の制度に先駆けて乳幼児保育や障害児保育等母子福祉に取組みました。財産もなく借財を抱える厳しい状況下でしたが、「松岡謹という人物ことが担保（財産）である」と評価され、1959 年に社会福祉法人としての認可を受けました。こうして、松岡氏の深い信念と献身が、現在の園の礎となっています。

●法人は園内に本部を置き、2025 年度現在、相模原市を中心に、同市及び東京都目黒区において、幼保連携型認定こども園 4 園、保育所 5 園、学童クラブ 6 か所、児童発達支援事業所 1 か所、老人デイサービスセンター 1 か所、生活介護事業所 2 か所、共同生活援助事業所 1 か所、包括支援センター 1 か所、計画相談事業所 1 か所の、計 22 の事業所を運営しています。法人は、乳幼児、児童、障害者、高齢者を幅広く支援する総合福祉型の社会福祉法人として、地域社会福祉の向上に貢献しています。

●園は、本園から徒歩 2 分程の場所に分園「まほろば」を有しています。また、敷地内には老人デイサービスセンター「悠々」、学童保育センター「ひまわり」「こてまり」、夜間保育所「ドリーム」が併設されており、複合施設としての体制が整えられています。これらの施設間では、職員が有機的に連携・交流を図っています。幼保連携型認定こども園としては、本園と分園を合わせて定員 315 名を擁した大規模な園です。定員の内訳は、保育所型 290 名、幼稚園型 25 名となっています。0 歳児（定員 20 名・現員 30 名）と 1 歳児（定員 50 名・現員 62 名）は分園の 1 階・2 階で生活しています。本園では、2 歳児（定員 50 名・現員 61 名）、3 歳児（定員 55 名・現員 58 名）、4 歳児（定員 55 名・現員 55 名）、5 歳児（定員 60 名・現員 60 名）が生活しており、第三者評価の調査時点で、男児 171 名、女児 155 名の園児が通園しています。

●園の建物は鉄筋コンクリート造4階建てで、1階にはランチルームと厨房、アート活動室、相談室、総務室等を配置しています。2階には2歳児・3歳児の保育室、ブックラウンジ、イングリッシュ教室、保護者ラウンジがあり、学童保育センターも併設されています。3階には4室の保育室があり、4・5歳児の交流保育が行われる他、ブックラウンジ、創作コーナー、モンテッソーリ教育室、職員休憩室等があります。3・4階には広いテラスが設けられ、ロープクライミング等のアスレチック遊具が備えられています。4階はステージを備えたホールと役員室（法人本部兼用）があり、屋上庭園に囲まれています。屋上庭園にも大型遊具やアスレチック遊具が設置され、晴れた日には丹沢・富士・箱根の連山を望むことができます。園では、乳児保育、産休明け保育、障害児保育、延長保育、一時保育、病後児保育を実施しています。園の特徴的な取組としては、前述の「愛の園ふちのべこども園の特徴的な取組」をはじめ、「生活基盤型保育・教育」の提供や食育等が挙げられます。このように、園は充実した施設環境と多様な保育機能を備え、創設以来の理念に基づく保育・教育を実践しています。

〈特長や今後期待される点〉

1. 【子どもの主体性と感性を育む多様な保育・教育プログラム】

園では、保育方針として「至福保育（しあわせ教育）」及び「自己原因性感覚」の獲得を掲げ、子どもを受容し、主体性を育む保育を目指しています。自己原因性感覚を身に付けることで、子どもたちは自ら選択し主体的に行動し、その過程で高いモチベーションや深い学びを得ることができます。オープンな施設環境と豊かな自然環境の中で、子どもたちが伸び伸びと感性や主体性を育める保育が行われています。玩具を手に取りやすく配置することや、子どもの興味や発達に応じたコーナー遊びの導入、テラスや屋内外の園庭に大型アスレチック遊具を設置する等、主体的な遊びを促す環境づくりが徹底されています。さらに園では、「生活基盤型保育・教育」として、プロジェクト型保育（子ども同士が意見を出し合う対話型保育）、ふるさと保育（里山や第二園庭での自然体験）、世代間交流保育（併設の高齢者施設との交流）等、多様な取組を実施しています。また、「21世紀を生きる子ども達への保育」として、牧師（法人理事）による人格形成の芽生えに働きかける「おはなし」をはじめ、「剣道保育」「英語を用いた体験保育」「リズムック和太鼓」「リトミック」「水彩活動」「手話保育」「キャンプ」「ふちほいファーム（食育）」「ぬいぐるみ病院」「モンテッソーリ教育メソッド」「ロボットとの触れ合い」、「むし博士としらべよう」等、外部講師も活用した多彩なプログラムが展開されています。これらの活動を通して、子どもたちは自らの活動や自然との関わりの中で多くを学び、主体性や感性が豊かに育まれています。

2. 【「こどもファースト」を実現する研究・研修体制】

園の特徴的な取組として、「ベター保育研究会」が挙げられます。毎月の職員会議後に外部講師を招聘し、グループ討議を行うことで、常に子どもにとってより良い（こどもファースト）保育を追求しています。さらに、園では業務に関する自主的な10の研究グループ（①幼児生活塾②わくわくメニュー③食育④幼児自然塾&ふるさと保育⑤わらべうた⑥リズムあそび&リトミック⑦インクルーシブ⑧ソーイング⑨保育環境⑩デジタルトランスフォーメーション）がOJT研究活動として組織され、子どもの生活支援の質の向上に取組んでいます。また、「保育のベストショット」として、子どもとの感動的な関わりを記録し、ケースカンファレンスや「ベター保育研究会」でのこどもファースト事例として活用しています。外部の教育財団等が実施する複数の研究助成に対し、保育に関する研究論文や実践成果を積極的に応募し、優秀な賞を受賞する等、職員自らが専門性向上を図るための土壌が培われています。

3. 【地域福祉への貢献と子育て支援の多面的な取組】

園では、創設者の理念を継承し、地域福祉の魁として地域の子育てニーズに応える多様な事業展開を進めています。病後児保育には早期から取組み、多くの障害児を受入れる等、障害児保育にも力を注いでいます。また、一時保育を実施し、地域の子育て家庭を幅広く支援しています。子育てひろばでは、子育て家庭の交流の場の提供、育児相談、地域の育児・保育資源に関する情報提供、子育てに関する講座や研修会の開催等、多様な支援を行っています。さらに、ときめきフライディ「こんにちはあかちゃん」を毎月第3金曜日を実施し、ベビーサインの有資格者による対応やベビーマッサージ等を行っています。また、「赤ちゃん道の駅」に協力し、授乳やオムツ交換ができる個室を整備しています。大野北地区の「災害乳児支援ステーションセンター園」として、災害時には近隣保育園の園児を受入れ保育を行う体制も整えています。園周辺で倒れた高齢者への対応として、年間5件程度、看護師がAEDを持って救護に駆けつける事例もあります。園で実施する「ふるさとまつり」は地域にも開放し、地域住民との交流を深めています。さらに新しい取組として、日本財団の協力を得て近隣の民家を購入し「こども食堂」を開設し、来年度から本格実施を予定しています。このように、園では多岐にわたる地域貢献・交流の取組を積極的に推進しています。

4. 【障害児とその家庭を支える総合的な支援体制】

園は、障害児保育指定事業所として、身体や発達に障害のある子どもを多く受入れています。職員は、基本的に障害児3名に対して1名を配置する等、安全に十分配慮した手厚い体制を整えています。園ではインクルーシブ保育を実践していますが、障害や発達に課題のある子どもについては個別支援計画を作成し、必要に応じて別室を用意して臨床心理士や理学療法士と連携しながら保育を行っています。これにより、子どもが困難さを感じることなく安心して過ごせるよう工夫が成されています。保護者支援としては、「道草相談」を実施し、心理士が毎月、個別支援計画や子育てに関する相談に応じています。障害児を担当する保育者は、大学の臨床心理士との療育連絡会や外部の専門研修等を通じて、障害児の特性や支援技術を学んでいます。また、毎月開催される「障害を持つ子どもの親の会」との意見交換会を通じて、支援に関する助言や保護者の思いへの共感を深めています。

5. 【2030年に向けた園の未来構想と実現への道筋】

2025年度に、法人・園の中・長期ビジョン「ふちのべ VISION 2030」を策定しました。同ビジョンでは、「モジュールタイムの取り組みを通じて、しなやかな身体、創造力のある芸術性、リズム感、レジリエンシー、計画性を持つ子どもを育てる」等、5年後に目指す子どもの姿を4つの観点から示し、子どもの育成方針を明確にしています。また、ビジョンが目指す子ども像を実現するために、職員が取組むべき姿勢を明示すると共に、良い保育を行うことで、子ども・職員・保護者・協力事業者・地域住民等、全ての関係者にとって「全方位よし」の園づくりを進めることを運営目標として掲げています。さらに、その実現のために、安定性と発展性を備えた財政基盤を構築することも明記されています。進行管理については、走りながら考える方式を採用し、施設長会においてプロット分析を行い、達成状況を把握することとしています。ビジョンは簡潔で明瞭にまとめられていますが、達成に向けた具体的な取組内容や実施課題が十分に示されていないため、今後は、ビジョン達成に向けた道筋を明確にする具体的な事業計画を策定し、法人と協調して実現に向けて取組むことが望まれます。

令和7年度 福祉サービス第三者評価結果

<標準となる評価基準>

第三者評価受審施設 社会福祉法人さがみ愛育会 愛の園ふちのべこども園	
評価年度	令和7年度
評価機関	株式会社 R-CORPORATION

<共通評価項目（45項目）>

I	福祉サービスの基本方針と組織 【1】～【9】	「理念・基本方針」「経営状況の把握」「事業計画の策定」「福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組」
II	組織の運営管理 【10】～【27】	「管理者の責任とリーダーシップ」「福祉人材の確保・育成」 「運営の透明性の確保」「地域との交流、地域貢献」
III	適切な福祉サービスの実施 【28】～【45】	「利用者本位の福祉サービス」「福祉サービスの質の確保」

<内容評価項目（20項目）>

A-1	保育内容 ①～⑯	「全体的な計画の作成」「環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開」「健康管理」「食事」
A-2	子育て支援 ⑰～⑲	「家庭との緊密な連携」「保護者等の支援」
A-3	保育の質の向上 ⑳	「保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）」

※「標準となる評価基準」で示す判断基準「A・B・C」はランクやレベル付けではありません。判断基準はより望ましい水準に向けた「到達状況」を示すものであり、評価「B」が標準的とし、特に良い内容、秀でた内容は「A」で示しています。「C」については「伸びしろ」とし、更なる努力を期待するものとします。

共通評価Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている

【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている
評価結果 A	

評価の理由

法人理念「愛の精神」、法人事業理念「いっしょっていいね」、園理念「はんぶんこ（の保育）」は、いずれもキリスト教の奉仕の精神、共（With）の精神、隣人愛につながる共通の理念として位置付けられています。これらの理念は、職員に対しては、3月の全体会・研修会や新人研修会、6月に全施設の全職員が集う「法人ディスリー-S（社会福祉法人・さがみ愛育会・職員組織のS）のつどい」、さらに毎月の職員会議後に外部講師を招聘してグループ討議を行う「ベター保育研究会」等を通じて、継続的に確認されています。また、理念は法人・園

のホームページやパンフレットにも掲載され、広く周知が図られています。保護者に対しては、3月の入園オリエンテーションや4月の保護者会（基本方針説明会）で説明を行い、継続的な理解促進に努めています。さらに、2階保育室のエントランス前には、法人・園の理念を掲載した「園則（運営規程）」を備え、保護者や来園者がいつでも閲覧できるようにしています。

I-2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している

【2】	I-2- (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている
評価結果 A	

評価の理由

園長は、市園長会委員や全国保育園施設協議会ブロック会議実行委員長等を務め、市からの保育情報の収集を通じて、待機児童の状況をはじめとする地域の事業経営に関わる情報やニーズの把握に努めています。また、保育に関わる福祉環境や施策動向についても常に把握しています。園長は法人の役員を兼任しており、園の保育に係るコスト分析、利用者数の推移や利用率の分析を継続的に行うと共に、法人全体の経営状況の把握・分析にも携わっています。法人では、22施設の施設長が参加する施設長会を開催し、人材・資材・物資・ノウハウ・情報等を共有しています。さらに、SWOT(強み・弱み・機会・脅威)分析を通じて法人資源の有効活用を図り、地域ニーズに応じた病後児保育やこども食堂等、類似園に先駆けた新たな事業にも積極的に取り組んでいます。

【3】	I-2- (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている
評価結果 A	

評価の理由

園では、園の経営の重点課題を「1. 収支を踏まえた経営の推進」「2. 保育の質の確保」「3. 変化する保育行政への対応」の3点として位置付けています。これらの課題については、職員会議等を通じて周知すると共に、1. については、業務の効率化や管理部門の統合化等の検討を進め、持続可能な経営体制の構築に取り組んでいます。2. については、「ベター保育研究会」や、職員が自発的に参加するOJT研究活動等、園の特徴的な取組を推進し、保育の質の向上を図っています。3. については、法人がこれまでも先駆的に取り組んできた分野であり、地域福祉の魁となる新規事業の展開や、地域ニーズを踏まえた“選ばれる保育園づくり”に継続して取り組んでいます。

I-3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている

【4】	I-3- (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている
評価結果 B	

評価の理由

2025 年度に、法人及び園の中・長期ビジョン「ふちのべ VISION 2030」を策定しました。本ビジョンでは、「モジュールタイム」を通じて、しなやかな身体、創造力のある芸術性、リズム感、レジリエンシー、計画性を持つ子どもを育てる等、5年後に目指す子どもの姿を示しています。併せて、職員の取組姿勢や、子ども・職員・保護者・協力事業者・地域住民等、全ての関係者にとって「全方位よし」の園づくりを運営目標として掲げ、安定性と発展性を備えた財政基盤の構築を明記しています。進行管理は施設長会でのプロット分析により行っていますが、ビジョン達成に向けた具体的な取組や課題が十分に示されていないため、今後は道筋を明確にした事業計画を策定し、法人と協調して実現を図ることが望まれます。

【5】	I-3- (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている
評価結果 A	

評価の理由

中・長期計画のビジョンを踏まえ、毎年度の実施計画が策定されています。事業計画は、子どもや職員の現況、年間保育内容、職員研修職員、防災・防犯等の施設運営計画、保護者会等の保護者関連計画、施設整備計画、特殊事情、収支計画、園長総評で構成されています。これらの計画は理事会にも報告され、実施時期・回数・予算が明確に示されているため、実施状況の評価が可能な内容となっています。

(2) 事業計画が適切に策定されている

【6】	I-3- (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している
評価結果 A	

評価の理由

事業計画は、保育・総務・調理等各ブロックの課題や計画を反映すると共に、「ベター保育研究会」からの提案を踏まえて新規事業を位置付ける等、職員の意見や提案を基に園長が策定しています。策定した計画は、3月の全体会で職員に周知されています。事業計画の評価は、4月～7月、8月～3月の二期に分けて、園長・副園長・主任・ブロック代表による会議で振り返り、実施状況を確認しています。年度末には、実施計画をまとめた事業報告書を作成し、成果や課題、業務改善提案、新たな福祉ニーズを踏まえた新規事業の検討を行い、次年度の事業計画策定につなげています。

【7】	I-3- (2) -② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している
評価結果 A	

評価の理由

毎年4月の保護者会(基本方針説明会)では、園長の所信表明と共に事業計画の説明を行っています。併せて、保育の全体的な計画、クラスごとの年間指導計画、行事予定表等も説明・配付しています。また、4月と2月にはクラス懇談会を開催し、クラスの保育目標や子どもの様子を保護者に伝えと共、質問や相談に応じて関係づくりを進めています。毎年度作成する入園説明書「もうすぐ にゅうえん」や、重要事項説明書の補足資料「にゅうえん しんきゅう おめでとう！」にも日課・保健・給食等事業計画に関わる内容を掲載しています。さらに、毎月のクラスの保育方針や行事予定、献立表、健康情報等は、園だより・献立表・保健だよりを通じて保護者に周知しています。事業計画や事業報告、予算・決算報告は2階保育室のエントランスに配架し、保護者や来園者が閲覧できるようにしています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

【8】	I-4- (1) -① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している
評価結果 A	

評価の理由

園では、特徴的な取組として「ベター保育研究会」を設け、毎月の職員会議後に外部講師を招いたグループ討議を行い、常に“こどもファースト”の保育を追求しています。また、副園長やリーダー職が参加する「企画検討委員会」では、現場視点の提案や改善策を協議しています。さらに、10の自主研究グループ(①幼児生活塾②わくわくメニュー③食育④幼児自然塾&ふるさと保育⑤わらべうた⑥リズムあそび&リトミック⑦インクルーシブ⑧ソーイング⑨保育環境⑩デジタルトランスフォーメーション)が「OJT研究活動」として、子どもの生活支援の質の向上に取組んでいます。「保育のベストショット」として、感動的な関わりの場面を記録し、事例検討にも活用しています。また、外部の複数の研究助成に応募し、研究論文や実践活動が評価され受賞する等成果も上げています。加えて、第三者評価の受審や、環境評価スケール(食事や保健衛生、子どもと保育者のやり取り等、保育の環境構成を評価)に基づく自己評価に取組み、保育の質向上を継続的に図っています。

【9】	I-4- (1) -② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している
評価結果 A	

評価の理由

園では、自己評価や第三者評価の評価結果・課題を職員会議で共有し、「ベター保育研究会」で改善策を検討し、その成果を職員間で共有しています。環境評価スケールに基づく自己評価では、「空間と家具」「養護」「言葉と文字」「活動」「相互関係」「保育の構造」の各項目について、スコアシートを用いて細目を確認し、「不適切」から「とてもよい」までの評価を行い、7段階でまとめています。結果は「自己評価の傾向と対策」として整理され、現状の取組の共有や改善策の検討資料として活用されています。

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている

【10】	Ⅱ-1- (1) -①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている
評価結果 A		

評価の理由

園則（運営規程）第7条「職員の種類、員数及び職務内容」では、園長は「保育・教育の質の向上及び職員の質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う」統括者として位置付けられています。園長に事故や不在がある場合は、副園長が職務代理・園務代行を行うことが定められており、職務権限と委任が明確です。また、「職員配置一覧表（組織図）」にも権限系統が示されています。園長は、3月の全体会議・研修会で運営方針を職員に示し、4月の保護者会（基本方針説明会）で保護者にも方針を伝えています。さらに、毎月の職員会議で保育に関する考えを随時共有し、保護者には園日より「あいのそののこどもたち」で新年の挨拶や年度初めの巻頭言等を通じて、保育に関する理念や姿勢を適宜発信しています。

【11】	Ⅱ-1- (1) -②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている
評価結果 A		

評価の理由

法や制度改正の情報は、法人役員である弁護士や、法人が委託する税理士・社会保険労務士から随時提供され、法人を通じて園に共有されています。また、全国保育連絡協議会やそのブロック会議、市の園長会等を通じて、園運営や保育に関する制度改正の情報を収集しています。得られた情報は、職員会議や「ベター保育研究会」で職員に周知しています。法人では、毎年5月にコンプライアンス研修を実施すると共に、内部通報制度「勇気の扉」を設け、適切な運営体制の確保に努めています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている

【12】	Ⅱ-1- (2) -①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している
評価結果 A		

評価の理由

園長は、園則に定められた「保育・教育の質の向上及び職員の質の向上に取り組む」に基づき、質の高い保育の実現に積極的に取り組んでいます。「ベター保育研究会」や「企画検討委員会」を通じて的確な指示・助言を行い、こどもファーストの保育を推進しています。また、職員の自主研究組織である「OJT研究会」への助成や、研究論文・実践活動の奨励、「保育のベストショット」等新たな取組にも支援しています。大規模園における職員間の円滑なコミュニケーションを図るため、会議や委員会での情報共有に加え、動画・LINE・パソコンの共有システムを活用し、報告・連絡・相談が密に行える環境づくりにも尽力しています。さらに、面接を通じた保育の振り返り等、多面的な取組を通して、園長は保育の質向上に指導力を発揮しています。

【13】	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している
評価結果 A	

評価の理由

園長は、【12】で述べた保育の質の向上に向けた体制づくりをはじめ、様々な取組に指導力を発揮しています。園内会議や保育現場に積極的に参加し、職員からの意見や提案を歓迎することで、業務改善と円滑なコミュニケーションの促進に努めています。職員から寄せられた意見や提案は「ベター保育研究会」で検討し、園運営に関わる内容は法人に報告した上で、その経過や結果を職員に共有しています。また、園長は自己評価の結果を経営や業務改善に活用し、人事・労務や財務面では配置基準以上の人員配置や月次試算表による財務状況の把握を行い、安定した園運営と働きやすい職場づくりに取組んでいます。これらの取組を通じて、園長は持続可能な経営と保育の質向上において確かな指導力を発揮しています。

II-2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている

【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている
評価結果 A	

評価の理由

職員配置は園則（運営規程）に基づき、職種ごとに員数を定め、市の配置基準を大きく上回る保育士を各クラスに配置して、愛着関形成や事故防止に万全を期しています。さらに、園長・副園長・総主任・主幹保育教諭（2名）を配置し、クラスを支えるバックアップ体制を整えています。職員の育成・定着に向けては、園内研修や外部研修の受講に加え、「ベター保育研究会」やOJT研究活動等、体制の構築を図り、多様な人材育成の取組を進めています。人材の確保についても、HP採用サイトの運用、就職フェアへの参加、園独自のムービーやインスタグラムの発信、バスツアー見学会やおしごと説明会の開催、実習生の受入れ等、組織的な採用活動を展開し、成果を上げています。

【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている
評価結果 B	

評価の理由

期待する職員像は、法人の「倫理綱領」に示されており、併せて「職員専門性チェックリスト（自己評価）」で職務に求められる能力を明確にしています。チェックリストは「勤務成績の領域」と「専門性の領域」の2領域・15項目で構成され、職員が1～9の段階で達成度を自己評価し、平均値である5を上下する場合は理由を記載する仕組みです。このチェックリストを用いて、職員は直属の上司・副園長・園長との面接を年2回受け、その結果は6月・12月の賞与に反映されています。職員の意向把握については、意向調査票は用いず、面接の中で職務状況や家庭事情、転勤希望等を確認しています。なお、このチェックリストは全職員共通のものであり、職種・職位ごとの役割や知識・技術水準、昇任・昇格要件、研修や資格取得等の達成手段を定める人事基準（キャリアパス）とは異なります。今後はキャリアパスを明確化し、昇任・昇格にキャリアパスを活用すると共に、職員が将来像を描けるよう人事基準を周知することが求められます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている

【16】	II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる
評価結果 A		

評価の理由

園長は、保育に関わる様々な課題について職員と協働して取り組む必要性を十分に認識し、職員会議や「ベター保育研究会」等の場を活用しながら、職員との合意形成を図りつつ園運営を進めています。職員配置については、各クラスとも市の保育士配置基準を大きく上回る人員を確保しています。さらに、園長・副園長が率先して保育現場に入り、総主任や主幹保育教諭等のベテラン職員がバックアップやスーパーバイズを行うことで、働きやすい職場環境が整えられています。また、各階には同年齢のクラスを配置し、相互に協力しやすい体制を整えることで、職員のニーズに応じた柔軟なシフト管理が可能となっています。園では有給休暇の取得促進に取り組むと共に、行事準備等を除き、残業時間の縮減にも努めています。職員の心身の健康維持に関しては、週2回来園する「子どもの心理」を専門とする大学の臨床心理士との面談、産業医への相談、看護師によるオンラインでのメンタル・健康相談ができる体制を整備しています。加えて、毎年外部委託によるストレスチェックも実施しています。福利厚生面では、サブスク企業との契約により、別荘の利用やテーマパーク等のチケット補助が受けられる他、バースデー休暇や夏季休暇等の特別休暇制度を設けています。年間の休暇総数は126日に及ぶ等、法人・園共に職員の福利厚生の充実に力を入れています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている

【17】	II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている
評価結果 A		

評価の理由

園では年2回、職員と上司、または副園長・園長との面接を実施し、職員の意向や職務上・家庭環境における課題の把握に努めています。その上で、職員一人ひとりの希望に寄り添った働き方の調整や、能力向上に向けた助言を行っています。また、本園は325名規模の大規模子ども園であり、職員育成においては各クラスの主任が日常的にスーパーバイズを行い、その内容を「ベター保育研究会」にフィードバックしています。同研究会では、実践の発表や他職員の目標の共有を通じて相互に学び合う機会を設けており、大規模子ども園ならではの組織的な育成手法を取り入れています。これらの取組により、職員の成長過程を多面的に捉え、効果的な人材育成の推進につなげています。本実践は、第三者評価ガイドラインにおける「目標管理手法」への新たな提言の一つとなるものと考えられます。さらに、個別面談を通じて職員一人ひとりの自己覚知を促し、主体的な成長へとつながるプロセスを大切にしています。

【18】	II-2- (3) -② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている
評価結果 A	

評価の理由

園則（運営規程）では、園長を職員の資質向上の責任者と位置付け、「コンセプトマニュアル」においても「職員研修の基本姿勢について」を明示しています。副園長と本園の看護師が研修計画担当となり、職員のスキルアップ研修等人材育成に積極的に取り組んでいます。スキルアップ研修については、全職員の8つの対象分野における受講歴を把握し、受講を奨励することで、計画的な能力向上を図っています。また、新採用職員に対しては、外部のオンデマンド研修（全3回）を活用すると共に、ベテラン職員によるOJTを実施し、業務スキルの定着と向上を支援しています。特に法人・園では、職員の研究活動や実践活動を積極的に奨励しており、毎年「法人ディスプレイSのつどい」の一環として「法人内福祉実践活動研究発表大会」を開催し、職員が自主的に実践報告を行う機会を設けています。園内においても、外部講師を招いて「こどもファースト」の事例を基にグループワークを行う「ベター保育研究会」や、業務の質向上を目的とした「OJT研究会」を実施しています。さらに、外部の教育財団等による研究・実践活動助成や、食育等のコンテストへの応募を奨励する等、ボトムアップ型の人材育成を促進する取組が積極的に進められています。

【19】	II-2- (3) -③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている
評価結果 A	

評価の理由

職員の研修の受講状況については、全職員の受講歴を把握した上で、各職員の受講計画を作成し、「処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の取得に向けた対象職員の計画的な研修取得を進めています。また、園では職員研修に多くの財源を投じ、毎月、外部講師による「ベター保育研究会」や、「子どもの心理」を専門とする大学の臨床心理士による療育連絡会を開催しています。さらに、毎年、保育の研究者や先駆的な実践者を招き、職員がスーパーバイズを受ける機会も設けています。これらの研修やスーパーバイズの成果は動画等で共有し、全職員が学びを深められるよう工夫しています。パート職員については、内部研修を職員間で協力しながら受講できるよう配慮しています。外部の派遣研修は時間的制約から参加が難しいため、Zoom研修や動画研修を活用し、学習機会を確保しています。また、派遣研修等で得られた成果については、職員会議での発表や回覧、研修内容を基にしたグループワーク等を通して共有し、全職員が研修内容を理解し実践に生かせるよう取り組んでいます。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている

【20】	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている
評価結果 A	

評価の理由

実習生の受入れについては、人材確保につながる重要な取組として位置付け、「視察・体験保育、ボランティア、実習生など受入れの基本方針について」を掲げると共に、「実習生受入れとその育成計画について」を定めています。副園長を実習受入れの窓口とし、各クラスに実習担当者を配置する等、受入れ体制を整備しています。法人・園が一体となり、ホームページでのPRや保育士養成校への案内を行う等、実習生受入れに前向きに取り組んでいます。その結果、実習生の受入れは毎年10校を超えています。実習のカリキュラムは、派遣元の希望を踏まえて作成し、実習後は実習生反省会を設け、実習担当者が実習生と共に振り返りを行っています。この反省会は、同時期に実習を行った複数校の実習生同士が交流する機会にもなっています。また、園では、実習から採用につながったケースも多数あり、実習生の受入れが人材育成と確保の両面で大きな成果を上げています。

II-3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている

【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている
評価結果 A	

評価の理由

法人のホームページには、理事長メッセージ（法人設立の経緯等）、法人理念（愛の精神）、法人本部の主な役割（法人内施設長会定例化・内部監査制度の構築・法人ディスリーSのつどい実施・法人内福祉実施活動研究発表会の開催・法人情報誌発行配付・福祉セーフティガード支援隊の実働化・法人への寄付金制度の創設）等が掲載されています。また、「愛の精神に基づいて福祉の未来を開拓する」という理念の下、運営施設や、地域貢献事業、情報公開、採用情報、苦情解決基本要綱等を公開しています。園のホームページでは、『主題は「はんぶんこの保育」です』を巻頭に掲げ、ニュース、トピックス、カレンダー等をイラストや写真を用いて視覚的に紹介しています。さらに、園の概要と教育理念（園長のメッセージ・乳児期・幼児期の保育の特長）を掲載し、プライバシーポリシー、重要事項説明書、園則（運営規程）、採用情報等も公開しています。本園2階の保育室のエントランスには、児童憲章をはじめ、園則（運営規程）、重要事項説明書、事業計画・報告、予算・決算、苦情解決基本要綱等を掲示・配架し、来園者等が閲覧できるようにしています。また、福祉医療機構のWAM NET（福祉・保健・医療情報）では、法人の現況報告書、各種計算書類、第三者評価結果を閲覧・入手することができます。さらに、法人の広報誌「愛の精神はんぶんこの福祉」を年間3回、2,000部発行し、保護者や地域の関係機関等に配布しています。園では、園だより「あいのそののこどもたち」や、子育てひろばの情報紙「いきいきこそだて」を作成し、市のイベントや園の公開イベント等で配布する等、積極的に情報公開に努めています。

【22】	II-3- (1) -② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている
評価結果 A	

評価の理由

園則（運営規程）をはじめ、職員の就業規則、経理規程、苦情処理規程等、園の適正な運営に関わる諸規程が整備されており、これらの規定に基づいた適正な業務運営が図られています。予算執行については、委託先の会計事務所による月次処理を経ると共に、監査法人による法定監査を受ける等、公正性と透明性を担保する仕組みが構築されています。法人の特長として、独自の内部監査制度が挙げられます。この制度では、各事業所から推薦され、理事長から委嘱された5名の調査員が、事前に作成した評価項目に基づき、ヒアリングや観察記録を通して、毎年度1か所ずつ内部監査を実施します。内部監査は、当該施設の質の向上を目的としたものであり、外部監査等が経営面の適正化に重点を置くのに対して、運営の適正化に重点を置く仕組みであると評価できます。

II-4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている

【23】	II-4- (1) -① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

園は1948年に開設以来、80年近くにわたり地域に根ざした保育活動を継続しており、地域から広く受け入れられています。園ではコンセプトマニュアルに「適切な近隣関係の構築をめざして」を掲げ、地域を大切にしたい取組を積極的に進めています。自治会に加入し、地域の祭りに園児や職員が参加する他、毎年11月の保育月間には、市内の保育園・認定こども園が実施する「さがみはららんど」に参加し、施設開放を行っています。アスレチック遊具を使った遊びのイベント、ベビーマッサージ体験、子育て相談、保育見学等を通して、子ども・保育者・保護者の交流を深めています。また、「お店屋さんプロジェクト」では、子どもたちが地域の商店を訪れて買い物交流を行い、法人系列の高齢者デイサービスセンター「悠々」にはクラス単位で訪問し、歌等を通じて交流しています。さらに、子育てひろばのイベント参加、保護者の保育参加、おもちゃクリニック等のボランティア受入れ等々、多彩な取組を通して、子どもと地域とのつながりを広げています。

【24】	II-4- (1) -② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している
評価結果 A	

評価の理由

ボランティア受入れについては、「視察・体験保育、ボランティア、実習生など受入れの基本方針について」を定め、定期的に10名程度の受入れを行っています。内容としては、おもちゃクリニック、ロボットの有識者による活動、複数大学の学生による遊びボランティア等、多様な取組が含まれています。また、中学生・高校生の職場体験実習も実施しており、夏季等の期間に数名の受け入れを行っています。

(2) 関係機関との連携が確保されている

【25】	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている
評価結果 A	

評価の理由

市中央子育て支援センター、市中央発達支援センター、児童相談所、消防署等の「公的関係機関一覧」や「近隣病院一覧」を整備し、保育や保護者支援に必要な関係機関の情報を職員がいつでも活用できるよう共有化が図られています。また、これらの関係機関とは、必要に応じて連絡・相談・助言が得られる関係づくりが進められています。市園長会議、要保護児童対策地域協議会、中央児童相談所、中央子育て支援センター（虐待班・療育班）等とは、定期的に交流の機会を設け、連携体制を強化しています。さらに、大野北地区まちづくり会議にも参加し、地域コミュニティの活性化にも寄与しています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている

【26】	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている
評価結果 A	

評価の理由

市の子育広場への参加をはじめ、大野北地区の保育園の会合を通じて年間スケジュールを調整し、親子教室を実施しています。また、大野北第二高齢者支援センターと協力し、地域の高齢者事業に「子どものポスター」を展示する等、地域行事への参加を通して施設のPRや地域の子育てニーズの把握に努めています。さらに、園の4階にある「こもれびホール」で隔週開催している子育てひろばや、毎年11月の保育月間「さがみはららんど」での子育て相談事業、一時保育の受入れ等を通じて、地域の子育て家庭のニーズを把握しています。加えて、園見学者の受入れも積極的に行っており、見学に訪れた保護者からも子育てや保育に関するニーズを丁寧に聞き取り、地域の実情把握に役立てています。

【27】	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている
評価結果 A	

評価の理由

園では、創設者の理念を継承して、地域福祉の先駆けとして地域の子育てニーズに応える事業展開を進めています。病後児保育にいち早く取組むと共に、多数の障害児を受入れて障害児保育に力を注いでいます。また、一時保育にも対応し、地域の子育て家庭を幅広く支援しています。子育てひろばでは、子育て家庭の交流の場を提供すると共に、育児相談、地域の育児・保育資源に関する情報提供、子育て講座や研修会等を実施しています。さらに、ときめきフライディ「こんにちはあかちゃん」を毎月第3金曜日に開催し、ベビーサインの有資格者が対応してベビーマッサージ等を行っています。「赤ちゃん道の駅」にも協力し、授乳やオムツ交換ができる個室を備える等、乳児家庭への支援も充実しています。また、園は大野北地区「災害乳児支援ステーションセンター園」として、災害時には近隣保育園の園児を受入れて保育を行う体制を整えています。園周辺では高齢者が倒れる事案が年間5件程度発生しており、その際には看護師がAEDを持って救護に駆けつける等、地域の安全にも貢献しています。園で実施する「ふるさとまつり」は地域にも開放され、地域住民との交流の場となっています。新たな取組として、日本財団の協力を得て近隣の民家を購入し「こども食堂」を開設し、来年度から実施する予定です。多岐に亘る地域貢献・交流活動を積極的に推進し、地域に開かれた施設としての役割を果たしています。

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている

【28】	Ⅲ-1- (1) -① 子どもの尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

保育の専門家や子どもの心理に明るい外部講師を招聘して、子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための様々な取り組みを行っています。毎月「ベター保育研究会」を開催して「こどもファースト」の事例を取り上げ、グループワークにより常にベターの保育を目指して子どもの支援に取り組んでいます。大学の臨床心理士による子どもの心を理解するための療育連絡会を定期的に行っています。また、これら外部の専門家によるスーパーバイズも適時に行われ、職員の意識啓発や専門性向上に寄与しています。さらに園では、「教育保育の方針」勉強会を実施しています。同方針は、主題を「こども時代をこどもらしくさながらに生きる」とし、第1節「保育の理念・私たちの思い」、第2節「保育の方針・私たちのゆくえ」、第3節「保育の目標・私たちのめあて」の3節で構成されています。第1節には、誘導充実保育、至福保育、ふるさと保育等が示されており、法人・園の目指す教育・保育の方向性が明確に示されています。

【29】	Ⅲ-1- (1) -② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている
評価結果 A	

評価の理由

乳児用トイレには間仕切りを設け、幼児用トイレには各個室にドアを設置する等、プライバシーに配慮した環境が整えられています。テラスには自動伸縮式の布製ひさしを設置し、水遊びの際には最大限に広げて日差しを遮ると共に、目隠しを設置して外部からの視線を遮断しています。幼児の着替えは室内を区切って男女別に行い、オムツ交換についても「おむつ交換マニュアル」に沿って、仕切りのある専用スペースで実施しています。また、広いブックラウンジには「ひとりになりたいコーナー」を設け、子どもが一人で落ち着きたい時に利用できる環境を整えています。子どもの写真公開については、事前に保護者の承諾を得た上で運用しており、行事等で撮影した写真や動画については SNS 等での拡散を防ぐため、入園説明会や行事前の案内で保護者へ注意喚起を徹底しています。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている

【30】	Ⅲ-1- (2) -① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している
評価結果 A	

評価の理由

園のホームページでは、法人の理念や園の保育方針、保育目標、保育内容、入園案内等を広く周知しています。また、法人・園の広報誌を作成し、子育て関連施設への配架や、市及び法人・園が主催するイベントでの配布を通して情報発信を行っています。隣接する公園で開催する「ふるさとまつり」や、市の子育て広場への参加を通じて、地域の方々にむけた園のPRにも努めています。園見学の申し込みはメールや電話で随時受け付けており、見学時には総務職員や主幹保育教諭が対応しています。見学は保護者のプライバシーに配慮し、一組ずつ受入れています。園のパンフレット等を用いながら、丁寧に分かりやすい説明を心がけ、園の保育内容や特色を確実に伝えています。

【31】	III-1- (2) -② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している
評価結果 A	

評価の理由

入園に際しては、入園説明会において入園のしおり「もうすぐにゆうえん」等を用いながら、保育の概要、入園時の留意事項、準備物等について、ブース形式で保育者がオリエンテーションを行っています。また、入園が決定した際には、重要事項説明書や「にゆうえん しんきゅうおめでとう」に基づき、園の保育方針や保育の内容について保護者に説明し、文書による同意を得ています。延長保育や土曜日保育については、保護者の希望に応じて柔軟に対応しています。外国籍の子どもの保護者等、説明に配慮を要する場合には、英語が対応可能な教諭が説明を行う他、相手の理解度に応じて丁寧な説明を心がけています。保育内容の変更については、軽微な変更や行事等の変更は、その都度文書で周知しています。また、重要事項説明書の内容に変更が生じた場合には、文書での周知に加え、重要な事項については同意書を徴取する等、適切な手続きを踏んでいます。

【32】	III-1- (2) -③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている
評価結果 B	

評価の理由

転園時の対応については、分園から本園への移行の際には文書による引継ぎを行っています。他園への転園については、担当者を配置して問い合わせ等に対応していますが、文書での引継ぎは実施していません。卒園時には、「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の育成を目指し、指導計画に沿って保育を進めています。また、担当者が小学校と連携し、保育所児童保育要録を就学先の小学校へ提出する等、スムーズな就学移行を図っています。退園時には、保護者へ後援会や同窓会の案内を行い、継続した関係づくりに努めています。なお、同窓会は卒園児が小学校6年生になるまで継続して実施されています。

(3) 利用者満足の上昇に努めている

【33】	III-1- (3) -① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

子どもの満足度については、保育理念に基づき、子どもの主体性を尊重した保育を重視しています。保育者は日常的に子どもが園で楽しく安心して過ごしているかを把握するように努めています。また、園を「家庭の延長」と捉え、保護者との信頼関係づくりにも特に力を入れています。送迎時には、連絡帳のコメントに加え、その日の子どもの様子やエピソードを口頭で伝えるよう心がけています。保護者から家庭での子どもの様子を聞き取り、保育者間で共有することで、家庭と園が連携した支援を行っています。4月には保護者会（基本方針説明会）をリモートで開催し、クラス懇談会を年2回、個人面談を年2回実施しています。さらに、6月と2月には保育参加を行い、保護者が保育の様子を直接体験できる機会を設けています。園では、利用者アンケート等の満足度調査を実施していますが、2025年4月からは「利用者満足度検討委員会」を設置し、新しい時代に即した保育のあり方について提言を行うための検討を進めています。第三者評価の利用者（保護者）アンケートにおける「園の総合評価」では、「概ね満足」を含めた「満足」が95%を占めており、高い評価を得ています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている

【34】	III-1- (4) -① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している
評価結果 A	

評価の理由

第三者委員が設置し、2名の委員が委嘱されています。苦情受付担当者は本園及び分園の主任が務め、園長と副園長が苦情解決責任者となっています。苦情解決の仕組みは重要事項説明書に記載すると共に、本園2階保育室のエントランスにも掲示しています。また、玄関にはコミュニティボックス（意見箱）を設置し、保護者が気軽に意見や要望を提出できるようにしています。苦情については公表を前提としていますが、近年は第三者委員まで上がる案件がないため、公表事例はありません。保護者から寄せられた意見や要望は速やかに職員間で共有し、苦情解決基本要綱に沿って対応しています。苦情の受付方法については、重要事項説明書に、コミュニティボックス・面談・電話・メール等多様な方法で相談・苦情を受け付ける旨を明記しています。また、外部の相談窓口として市の担当課を記載しています。エントランスの掲示では、苦情解決基本要綱が配架に加え、園外の相談・苦情受付窓口として、「かながわ福祉サービス適正化委員会」を案内しています。なお、重要事項説明書にも「かながわ福祉サービス適正化委員会」を記載されると、より適切な情報提供となるでしょう。

【35】	III-1- (4) -② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している
評価結果 A	

評価の理由

園では、重要事項説明書に、相談や苦情は、コミュニティボックス・面談・電話・メールなどでいつでも受け付けることを明記するとともに、年度初めの保護者会や園だよりなどで、心配なことやわからないことは、いつでも園長や保育者へ尋ねるよう保護者に周知しています。また、日頃から保育者が保護者に笑顔で話しかけることにより、保護者が話しやすい環境づくりに努めています。また、クラス懇談会や個人面談、保育参加など、保護者と園との関りの機会を多く設けて保護者との関係づくりが図られています。個人面談は定期開催に加えて随時対応しています。個別に相談を要する場合には園長等管理者が加わり担当の職員と複数で対応しています。また、子育ての悩みの相談には保育者だけでなく、心理士も相談に応じています。相談しやすいスペースとしては、保育室のある2・3階に広いブックラウンジを設けています。プライバシーへの配慮が必要な場合に備えて、1階に相談室を設けて、個別的に相談がしやすい環境を整えています。

【36】	III-1- (4) -③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している
評価結果 A	

評価の理由

日常的に保護者との会話を大切に、職員が保護者からの相談に丁寧に対応しています。さらに、個人面談、保育参加、クラス懇談会、コミュニティボックス、利用者アンケート等、多様な機会を設けることで、保護者の意見やニーズの把握に努めています。保護者からの相談や苦情について、職員のみで解決が難しい場合には、主任・副園長・園長の助言を得ながらクラス内で対応を統一し、その検討結果を保護者へ回答しています。また、内容によっては苦情解決基本要綱に基づき受付書に記録し、経過を把握・記録した上で園内の「ベター保育研究会」で検討し、園長等の管理職が保護者に対応内容を説明して、解決記録を残しています。対応結果については、パソコン上の共有ファイルに記録し、職員間で情報共有を図っています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている

【37】	III-1- (5) -① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている
評価結果 A	

評価の理由

園では、安全・安心な園運営を目指し、安全計画を策定に加えて、保育上の事故予防や対応等、危機管理に関する多岐にわたるマニュアルを整備しています。特に事故の未然防止に向けては、「環境チェックリスト」と「ヒヤリハットマップ」を活用しています。「環境チェックリスト」は、子どもが遊び始める前に遊びの環境が安全かつ衛生的に保たれているかを確認し、事故防止につなげるものです。「ヒヤリハットマップ」には、本館1階～4階の屋内、テラス・屋上庭園、分園等、子どもの遊びや生活の中で死角となる場所や安全上注意が必要な場所を示し、保育者間で共有しています。また、ヒヤリハット事例については、写真やメールを用いて即時に職員間で共有し、重要なものは「事故・ヒヤリハット」様式に基づいて記録しています。園では、各クラス・学童保育・調理室の代表者が参加する「リスクマネジメント委員会」を毎月開催し、事故やヒヤリハットの検証、改善策の検討、危険箇所等の点検等を行い、事故防止に取り組んでいます。事故等が発生した場合には、事故対応マニュアルに定められた手順に沿って適切に対応しています。さらに、他園で発生した事故等についても、職員会議や「ベター保育研究会」で共有し、類似事故の防止に活用しています。

【38】	III-1- (5) -② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

毎年度「年間保健計画」を策定し、園児や保護者への安全指導、職員の訓練・研修を計画的に実施しています。園では特に感染症予防に力を入れており、「手洗いのうた」や「プロがやる手洗いを確認しよう」を活用し、職員・園児ともに手洗い・うがいの励行に努めています。園と保護者の連携も確保されており、子どもの嘔吐やインフルエンザ、溶連菌等の感染症が発生した際には、看護師が発生情報を即時に掲示すると共に、メール配信により迅速に周知しています。また、「にゅうえん しんきゅうおめでとぅ」には、発熱時の健康状態のチェック項目や登園の目安、登園停止となる感染症とその後の登園手順を明記し、保護者の協力を得ながら園内への感染拡大防止に努めています。さらに、「園内の衛生管理」「感染症の基礎知識」「主な感染症の種類」「感染症が疑われる場合」等の感染症対応マニュアルを職員に周知し、設備・用具・遊具の清掃及び消毒を徹底し、点検も実施しています。職員は看護師の指導の下、嘔吐処理の手順やAEDの取り扱い等の救急救命方法を習得しています。また、感染症に関する事業継続計画(BCP)も策定し、新型コロナウイルス等の感染症発生時に備えた体制を整えています。

【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている
評価結果 A	

評価の理由

園では、「安全管理マニュアル」をはじめ、「大震災大災害対策基本行動指針」や「不審者侵入防止対策」等を整備し、震災時の職員編成や職務分担、災害発生時に保育者が行うべき事項や対応手順等を明示しています。また、「消防計画」や「避難訓練計画」を作成し、火災・地震・不審者等を想定した避難訓練を実施しています。消防訓練では通報訓練も行い、消防署との連携体制を構築しています。さらに、系列の夜間保育所や近隣の公立保育園と共同で防災訓練を行い、地域全体での防災向上にも取り組んでいます。備蓄品については地域担当主任が管理し、毎年ローテーションを行い、消費期限の近いものは給食等で活用することで食品ロスの削減にも努めています。なお、園はハザードマップ上では無指定地域に位置しています。「にゅうえん しんきゅうおめでとう」に「大震災大災害対策基本行動指針」を掲載し、災害発生時の対応や緊急時の連絡方法について保護者へ周知しています。加えて、自然災害に関する事業継続計画（BCP）も策定済みであり、災害時における園の継続的な運営体制を整えています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している

【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている
評価結果 A	

評価の理由

園では、保育・教育に必要な姿勢や方法の基本となる「コンセプトマニュアル」を策定し、クラウドで職員がいつでも閲覧できるようにしています。「コンセプトマニュアル」は、①理念・基本方針、②職務役割規定・決裁区分規程、③ハラスメント・苦情解決制度の基本要綱、④利用者満足向上に向けた取組、⑤適切な近隣関係の構築、⑥公共性、公益性の高いこども園を目指す方針、⑦職員研修の基本姿勢等、多岐にわたる内容で構成されています。保育の業務マニュアルは、授乳や離乳食の進め方、おむつ交換、沐浴等乳児に関するものが中心であり、幼児についてはプール利用等、特に注意を要する支援に関するマニュアルを除き、細かな手順書は設けていません。これは、コンセプトマニュアルや保育の全体的な計画、クラスごとの指導計画に基づき、保育者が専門性を発揮し主体的に子どもと関わることを重視する園の方針によるもので、人材育成を大切にする姿勢がマニュアル整備にも反映されています。一方で、衛生管理、感染症対応、事故防止、災害時対応等、子どもの安全に関わるマニュアルについては充実を図っています。園長・副園長・主任・幼児/乳児のクラスリーダーは、日々、コンセプトマニュアルや指導計画に沿った適切な運営が行われているかを確認し、必要に応じて職員へ助言を行っています。また、保育者間でもクラス内で日々の保育の振り返りや意見交換を行い、保育の質の維持・向上に努めています。

【41】	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している
評価結果 A	

評価の理由

保育・教育に関するマニュアルは、基本的に必要最小限の整備に留めており、特に不都合が生じない限り大幅な見直しを行う性質のものではありません。一方で、衛生・感染症・事故防止等、子どもの安全に関わるマニュアルや保育の指導計画については、「ベター保育研究会」、企画検討委員会、衛生委員会、リスクマネジメント委員会、クラスミーティング、乳児・幼児会議等、担当セクションにおいて、実施上の課題が生じた際には適宜、見直しを行っています。また、マニュアルは各指導計画と併せて保育に活用されるため、指導計画との整合性が保たれるよう、必要に応じて柔軟に運用されています。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている

【42】	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している
評価結果 A	

評価の理由

全体的な計画に基づき、年齢ごとに年間指導計画、月間指導計画（月案）、週間指導計画（週案）、デイリープログラムが作成されています。月案は4月を除き、2か月ごとにまとめて作成されています。乳児については週案を省略し、幼児は月案と週案が一葉にまとめられています。また、3歳未満児及び障害児については個別指導計画が作成されています。クラスの指導計画の作成責任者は学年主任とし、作成責任者を中心にクラス職員全員が参加して、前期の指導計画を振り返りながらアセスメントを行い、計画を作成しています。子どものアセスメントは園独自の手法を用いて、0・1・2歳児は毎月実施し、発達等が気になりのある子どもについては2か月ごとに行い、その結果を個別支援計画に反映しています。園のアセスメントは、OODA ループ（Observe：観察、Orient：状況判断、Decide：意思決定、Act：実行）に準じてチェック項目を設定して行っています。OODA ループは、状況に応じて前の段階に戻ったり、任意の段階から再開できる柔軟性の高い思考法であり、外的要因の変化に対応しやすい点が特徴とされています。PDCA サイクルと比較して自由度が高く、園の保育実践に適した方法として活用されています。

【43】	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている
評価結果 A	

評価の理由

園では、年間指導計画を年齢ごとに作成し、年間のねらいを設定した上で、1期（4・5月）、2期（6～8月）、3期（9～12月）、4期（1～3月）に分け、各期の子どもの姿とねらいを明記しています。月案では、「前期から今期への反映点」を踏まえ、クラスの全体的な保育目標（ねらい）を設定し、養護と教育の内容、環境構成、保育者の援助、家庭との連携を整理しています。また、子どもの育ちの評価と保育者の評価を記載し、翌月の計画に反映させています。園の指導計画の特長として、「小さなエピソード」欄を設け、その月に見られた子ども同士の微笑ましい関わりや成長が感じられる出来事を記録し、職員間で共有しています。乳児や障害児の個別支援計画は2か月ごとに見直しを行い、見直しの際には個別面談等で得た保護者の意見・ニーズを反映すると共に、キッズサポートセンター等関係機関との意見交換を行い、その内容を計画に盛り込んでいます。年間指導計画の見直しや策定のねらい・方法については、全体研修会で職員に指導が行われています。また、各指導計画は見直しや策定後にクラウドへ搭載し全職員が閲覧できるよう周知を図っています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている

【44】	III-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている
評価結果 A		

評価の理由

子どもの発達状況等は、「児童記録表」や「保育日誌」等の経過記録用紙を用いて、一人ひとりの成長を継続的に把握しています。児童記録表には、個々の子どもの成育状況、養護・教育の内容、その他留意事項が記載されています。保育日誌には出欠状況、体調不良や外傷等の記録、主な活動、一日の様子等が整理されています。保育日誌はフォーマット化されており、プルダウンで選択できる項目と自由記述の入力項目が設定されています。児童記録表の書き方については、入職時に OJT で指導が行われる他、姉妹園の園長による研修も実施されています。これらの記録はシステム上で管理され、職員間で共有されることで、子どもの発達理解や保育の質の向上に役立てられています。

【45】	III-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している
評価結果 A		

評価の理由

園では、「個人情報の保護に関する基本方針」を定め、個人情報の利用目的や取扱いの制限を明確にしています。プライバシーポリシーは園のホームページに掲載し、職員には入職時に個人情報の取り扱い方法や情報漏洩時の罰則等就業規則の説明を行い、守秘義務に関する誓約書を徴しています。保護者に対しては、入園説明会で個人情報保護の取り扱いについて説明し、同意書を取得しています。また、園のルールを記載した「にゅうえんしんきゅうおめでとう」に「個人情報の保護に関する基本方針」及び「個人情報保護に関する基本的ルール」を掲載し、行事等での SNS 等を通じた子どもの情報拡散防止を徹底しています。記録管理の責任者は園長とし、個人情報を含む書類等は施錠可能な事務室内のロッカーで保管しています。書類の保存期間は法定年数に基づいて定め、過年度の書類は近隣のビル内で管理しています。保存期限を過ぎた文書は、専門業者に委託して溶解処分を行う等、個人情報の厳重な漏洩防止に努めています。

A-1-(1) 全体的な計画の作成

【A1】	A-1- (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している
評価結果 B	

評価の理由

全体的な計画は、養護と教育に関わる保育目標と年齢別保育のねらいが記載されています。また、「全体的な計画その2（生活習慣を中心として）」として、食事・排泄・睡眠・着脱・清潔に関する保育・指導内容が整理されており、年間保健計画や年間食育計画との整合性が図られています。保育目標や年齢別保育のねらい、生活習慣に関する保育・指導内容は、簡潔で分かりやすく項目立てて記載されており、年齢別の指導計画との整合性も確保され、園全体の合意形成の下で作成されていることが認められます。一方で、全体的な計画における年齢別保育のねらいについては、0・1歳児が同一の枠組みで整理されています。これは、園が2歳までは「叱らない保育」を掲げ、0・1歳児を同様の方針で保育していることによるものと考えられます。しかし、保育所保育指針では、1歳児からは発達段階の特徴に着目し、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域に区分してねらい及び内容を示しています。そのため、全体的な計画においても、1歳児からは5領域に沿った内容を記載することを検討されると良いでしょう。また、全体的な計画には、保育所保育指針第3章の「環境及び衛生・安全管理」や「災害への備え」、第4章の「子育て支援」、第5章の「職員の資質向上」等、保育に関する留意事項等の掲載がありません。園ではこれらの事項について優れた取組を行っているため、広く周知する観点からも、「全体的な計画その2」「その3」等の別表として整理し、計画に位置付けること良いでしょう。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】	A-1- (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している
評価結果 A	

評価の理由

本園及び分園の保育室はいずれも南向きで大きな窓が設置されており、採光・通風が良好です。保育室内には温湿度計や加湿器を設置し、快適な環境づくりがなされています。換気については、機械喚起と自然換気を併用しています。0～3歳児の保育室には床暖房を設置し冬季に使用していますが、昼寝の時間帯には電源を切る等、子どもの体調に配慮した運用を行っています。4・5歳児は草履を履いて過ごし、足指の発達を促しています。食事場所と就寝スペースは明確に分離され、衛生的な環境が確保されています。室内清掃は朝夕に実施し、遊具・家具・用具の消毒も毎日行う等、衛生管理に十分配慮しています。寝具は0・1歳児はマット、2歳児からは通気性の良いコット(簡易ベット)を使用しています。遊びの環境としては、室内に加えてテラスや屋内外の園庭を整備し、子どもが好きな場所で遊べるよう配慮しています。また、子どもが落ち着いて過ごせる空間としてブックラウンジを活用しています。各保育室は見通しが良く、保育者が声掛けや見守りを行いやすいオープンな環境が構成されています。さらに、園では薬剤師に委託して年2回の環境試験を実施し、環境面で課題が見つかった場合には速やかに改善を図っています。

【A3】	A-1- (2) -②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている
評価結果 A		

評価の理由

園では、保育理念として乳児保育・幼児保育の理念を掲げ、一人ひとりの子どもを受容する保育を実践しています。乳児保育では、乳児期に大切にしたい姿勢として「至福保育（しあわせ教育）」を重要な柱とし、2歳までは「叱らない保育」を行い、子どもの思いや欲求を十分に受け止める関わりを職員全員で心がけています。幼児保育では、緑・水・土・光・風を十分に感じられる園環境の中で、子どもが本能的な活動意欲を發揮しながら探索できるようにしています。遊びや活動を自ら選び、主体性に取組む中で自己原因性感覚を育めるよう、子どもの自律的な行動を受容する保育を行っています。また、園では子どもの思いを丁寧に汲み取り、一人ひとりの気持ちに寄り添った保育ができるよう、「保育禁止用語事例」を職員間で共有し、否定的な言葉や禁止的な表現を控える取組を進めています。子どもが前向きな気持ちで過ごせるよう、肯定的な声かけを重視しています。保育者へのヒアリングでは、「一人ひとりの違いを認め、肯定的な言葉かけを心がけている」「どうなるかな、どうしたらいいかな等、子どもが自分で考えて行動できるような声かけを意識している」といった実践が語られ、園の理念が日々の保育にしっかりと反映されていることが窺えました。

【A4】	A-1- (2) -③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている
評価結果 A		

評価の理由

園では、子どもの基本的な生活習慣づくりに特に重視しており、「全体的な計画のその2」において、生活習慣を中心に「食事」「排泄」「睡眠」「着脱」「清潔」について、6か月未満児、6か月～1歳3か月未満児、1歳3か月～2歳未満児、2・3・4・5歳児に分けて保育・指導のねらいを明示しています。また、モンテッソーリ教育メソッドを取り入れ、生活・文化・言葉・数等に関する教具を活用して、子どもの発達を促しています。さらに、北里大学ぬいぐるみ病院部と連携し、毎年「ぬいぐるみ病院」を実施しています。ぬいぐるみを子ども、子どもを保護者に見立て、イラスト・シール・パズル・クイズ等を用いたごっこ遊びを通して、歯磨き・栄養・挨拶等の生活習慣が身に付くよう工夫しています。身体や指先を動かす活動が効果的であるとの考えから、アスレチック遊具も活用しています。また、「活動」と「休息」のバランスが保たれるよう配慮しています。4・5歳児は、早寝・早起・朝ご飯の習慣化に向けて、保護者と連携しながら「元気カード」にシールを貼る取組を行っています。保育所保育指針が示す「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の達成を目指し、4・5歳児は同じ部屋で異年齢児保育を行っています。年下児が年上児を見習い、衣服や靴の着脱、トイレの使用、食具の扱い方、生活の姿勢等、子ども同士の関わりの中で自然に生活習慣が身に付いています。保育者へのヒアリングでは、乳児については「タンスや下駄箱に個人マークを貼り、自分でタオルや靴の出し入れができるようにしている」、幼児については「個々に合わせてスモールステップでの成長を支援している」といった実践が語られました。今回の利用者（保護者）アンケートでは、「基本的な生活習慣の取組」について「満足」「概ね満足」を合わせて95%という高い評価が得られています。

【A5】	A-1- (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している
評価結果 A	

評価の理由

保育方針として「至福保育（しあわせ教育）」や「自己原因性感覚」の獲得を掲げ、子どもを受容し主体性を育む保育を目指しています。自己原因性感覚を育てることで、子どもは自分が選択し主体的に行動することにより、意欲や学びの深まりが生まれます。オープンな施設環境と豊かな自然環境の中で、子どもが伸び伸びと感性や主体性を育めるよう、環境構成にも工夫が凝らされています。玩具等を手に取りやすく設置する、興味や発達に応じたコーナー遊びを取り入れる、テラスや屋内外の園庭に大型アスレチック遊具を設置する等、子どもが主体的に遊びを選べる環境が整えられています。さらに園では、「生活基盤型保育・教育」として、次のような多様なプロジェクトを展開しています。プロジェクト型保育（対話型保育）：子ども同士が意見を出し合い、協働して活動を進める。ふるさと保育：里山や第二園庭での自然体験を通じた本物体験、世代間交流保育：併設の高齢者施設との交流、21世紀を生きる子どもたちへの保育：人格形成の芽生えを育む「おはなし」（牧師による）、剣道保育、英語体験、リズム和太鼓、リトミック、水彩活動、手話保育、キャンプ、ふちほいファーム（食育）、ぬいぐるみ病院、モンテッソーリ教育メソッド、ロボットとの触れ合い、むし博士との調べ学習等、これらのプログラムは外部講師も活用しながら実施されており、子どもたちが自らの活動や自然との関わりを通して多くのことを学び、感性や主体性が育まれる保育が展開されています。

【A6】	A-1- (2) -⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A	

評価の理由

園は、1951年に我が国で初めて乳児保育に取り組んだ歴史を持ち、乳児期における大切な姿勢として「至福保育（しあわせ教育）」を保育の重要な柱に据えています。生まれて間もない乳児の「ジョイントネス（周囲の人とくっついてがる性質）」を受け止める存在として、保育者が社会的な意味での“親”の役割を担い、「ゆるやかな担当制」を基盤に、保護者と同様に愛情や甘えを受け止めながら「助育（主体性を大切にされた保育）」を行っています。園では、子どもが人に対して、そして自分自身に対して Basic Trust（基本的信頼感）を確立していくことを目指し、日々の保育を進めています。乳児担当へのヒアリングでは、「0歳児は2クラス編成で月齢に応じてクラス分けをしている」「ゆるやかな担当制により、子どもと関わる時間をできるだけ長く確保している」といった実践が語られ、理念が丁寧に実践されていることが確認できました。

【A7】	A-1- (2) -⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A	

評価の理由

園では、2歳児までは「叱らない保育」をモットーに掲げ、1・2歳児については、一人ひとりの気持ちを丁寧を受け止めながら、保育者や友だちと関わりが持てるよう環境を整えています。自我が芽生える時期であるため、保育者は子どもの納得がいくまで話を聞き、気持ちを受け止める姿勢を大切にしています。この時期は、ひっかきや噛み付き等のトラブルが増える時期でもあります。友だちと関わる楽しさを感じられるよう、保育者が仲立ちをしながら関係づくりを支えています。また、家庭と園の養育方針の連続性・統一性が特に求められる時期であるため、日頃から保護者との連携を密にし、子どもの育ちを共に支えています。園では、保育研究者を招いた「わらべうた研究会」を実施し、特に0・1・2歳児の情操教育に活用しています。保育者へのヒアリングでは、「モンテッソーリ教具を用いて、ボタン掛けやボール落とし、積み木等指先を使う遊びやコーナー遊びを多く取り入れている」「月齢に応じたグループ分けや、1歳児と2歳児の遊びの交流を行い、発達に応じた環境を整えている」といった実践が語られ、園が発達段階に応じた適切な環境構成を行っていることが確認できました。

【A8】	A-1- (2) -⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A	

評価の理由

園の保育の基本方針では、幼児期は緑・水・土・光・風を十分に感じられる環境の中で、本能的な活動意欲を発揮しながら探索し、主体的に遊びや活動を選ぶことで「自己原因性感覚」を獲得してことを重視しています。また、マルチエイジングクラス（異年齢）の中で、仲間との重層的な関係を意識し、自己発揮と自己抑制のバランスを学びながら、困っている仲間を思いやり、助けようとする気持ちを育むことを目指しています。この方針に基づき、【A5】で述べた「生活基盤型保育・教育」の本格的な提供や「はんぶんこの保育」が行われています。特に、子ども自身が意見を出し合いながら課題を作り上げていくプロセスを大切にされた保育が実践されています。保育者へのヒアリングでは、「おみせやさんプロジェクトは保育者の発言がきっかけだが、子どもたちが興味を示し、話し合いの中でクレープ屋さんに決定した。作る人、呼び込みをする人、売る人等役割分担も子どもたちが決め、職員と商店に材料を買いに行き、実際に開店した」との説明があり、主体性を尊重したプロジェクト型保育が実践されていることが確認できました。4・5歳児は基本的に異年齢児保育を取り入れています。年齢ごとの保育目標に応じてグループに分かれて活動する等、集団での生活と個々の発達に応じた保育を並行して行っています。異年齢での関わりを通して、互いに思いやる心が育まれています。また、就学に向けて「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」を意識し、社会的な常識や態度、必要なスキルが身に付くよう、「生活基盤型保育・教育」に本格的に取り組んでいます。連絡帳（連携ノート）は廃止されていますが、シール帳に毎月子どもの発達の様子を記入し、口頭での補足や必要に応じた面談を行うことで、保護者と保育者の相互連携と情報共有を図っています。

【A9】	A-1- (2) -⑧	障害のある子どもが安心して生活ができる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

園では、障害児保育指定事業所として、身体や発達に障害を持つ子どもを積極的に受け入れています。ハード面では、十分な広さを確保したエレベーターや、各階にユニバーサルトイレを設置する等、誰もが利用しやすい環境を整えています。また、基本的に障害児3名に対して職員1名を配置する等、安全に配慮した手厚い体制を構築しています。インクルーシブ保育を基本としつつ、障害や発達に課題のある子どもについては個別支援計画を作成し、必要に応じて別室を用意して臨床心理士や理学療法士と連携しながら保育を行っています。これにより、困り感を抱えずに安心して活動できるよう工夫されています。保護者支援としては、「道草相談」を設け、心理士が毎月、保護者と個別支援計画や子育てに関する相談を行っています。障害児を担当する保育者は、大学の臨床心理士との療育連絡会や外部の専門研修等を通じて、障害特性や支援技術について学んでいます。また、毎月開催される「障害を持つこどもの親の会」との意見交換会では、保護者からのアドバイスや共感を得ながら、より良い支援のあり方を検討しています。

【A10】	A-1- (2) -⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 B		

評価の理由

午前中にリズム遊びや体操、散歩等体を動かすメインの活動を行い、午後はゆったりと過ごせる時間を確保しています。一人ひとりの体力に配慮し、疲れた際にはマット等で休める環境を整えています。朝・夕の早朝保育や延長保育では異年齢児交流を取入れ、兄弟姉妹のような思いやりの気持ちを育まれるよう工夫しています。保育時間は平日7時～19時までで、早朝保育・延長保育の時間は認定区分により異なります。標準時間認定では、早朝保育は7時～8時半、延長保育は18:01～19時と「にゅうえん しんきゅうおめでとう」に明記されています。延長保育では、子どもたちが疲れたり飽きないように、好きな遊びを選択できる環境を整える他、園が力を入れているわらべうたや絵本の読み聞かせ等を行っています。保育者間の引継ぎについては、日表やグループラインワークを活用し、さらに5分程度の引継ぎ時間を設けることで、子どもの状況や保護者への伝達事項に漏れが生じないように配慮しています。なお、長時間保育については全体的な計画に記載されていますが、年齢別の記載内容が同一となっています。保育所保育指針では「長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム、心身の状況に十分配慮し、保育の内容・方法、職員の協力体制、家庭との連携等を指導計画に位置付けること」と示されています。そのため、指針の趣旨に沿って、年令別指導計画に長時間保育への具体的な配慮を記載すると良いでしょう。

【A11】	A-1- (2) -⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している
評価結果 A		

評価の理由

全体的な計画に「小学校との接続」を位置付けると共に、4・5歳児の年間指導計画に「小学校への連携と就学レディネス」を明記し、市の中央区内小学校と連携して、アプローチプログラム期と就学後のスタートアップカリキュラム期をつなぐ「架け橋プログラム」を策定し、円滑な小学校への移行を図っています。4・5歳児の1期（4～5月）の年間指導計画では、「幼児期の終わりまでに育てておきたい10の姿を意識したかわりをモンテッソーリ教育、プロジェクト型教育などを通じて実践」していくと位置づけています。図や表、時計の見方、小学校生活を見据えた食事や就寝時間の調整、向社会性を意識した行動の習慣化、就学レディネス（就学に向けて必要な知識や経験などの環境が整っている状態）の獲得に向けて計画的に支援しています。架け橋プログラムに沿って、秋の小学校での身体検査を皮切りに、小学校の授業参観、小学校1年生との交流、近隣の保育園との年長児交流、小学校教職員と園職員の交流等を行い、年長児の進学への意識付けを図っています。進学対象の保護者には、春の保護者会で就学に向けた取組の説明を行い、秋に開催される小学校説明会の案内も行っています。また、随時、就学に関する情報提供や相談に応じ、家庭と園が連携して子どもの進学準備を支えています。進学先の小学校には、保育所児童保育要録を送付し、子どもがスムーズに小学校生活へ移行できるよう配慮しています。

A-1- (3) 健康管理

【A12】	A-1- (3) -①	子どもの健康管理を適切に行っている
評価結果 A		

評価の理由

子どもの健康管理について、「全体的な計画その2」に「清潔」を位置付け、0・1歳児は6か月ごと、2～5歳児は1年間の目標を設定し、沐浴・ベビーマッサージ、手洗い、うがい、歯磨き等、月齢・年齢に応じた支援や教育を行っています。看護体制としては看護師を2名配置し、本園の看護師は専任として各クラスを巡回し、分園の看護師は看護業務に加えて保育にも携わっています。年間保健計画は本園の看護師が策定し、衛生的な生活習慣の定着や感染症予防等、毎月の目標に基づいた保健行事を実施します。また、「にゅうえん しんきゅうおめでとう」に「保健」を位置付け、入園説明会や保護者会で健康管理や感染症対応等園の取組を説明しています。日常の健康管理では、毎朝の健康観察を行い、感染症マニュアル等に沿って安全・安心な保育を徹底しています。さらに、毎月「園だより」や「すくすくげんき」を配付し、感染症流行期には予防対策を周知しています。SIDSへの対応としては、SIDS予防規定や心肺停止時の応急手当フローチャート、AEDを整備し、呼吸チェックを0・1歳児は5分ごと、2歳児は20分ごと、3歳以上児は30分ごとに実施しています。呼吸センサーも併用し、睡眠中の安全を確保しています。子どもの睡眠状況は保護者にも伝え、家庭での就寝時の注意喚起につなげています。また、SIDS予防月間には啓発ポスターを掲示し、保護者への周知を図っています。

【A13】	A-1- (3) -② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している
評価結果 A	

評価の理由

「年間保健計画」を策定し、嘱託医による健康診断を実施して、全園児の内科健診・歯科健診を行っています。内科健診は、0・1歳児は年4回、2歳児以上は年2回とし、成長段階に応じて生育状況の丁寧に把握しています。歯科健診は全園児を対象に年2回、尿検査は年1回実施しています。また、全園児を対象に毎月身体測定を行い、成長の変化を継続的に確認しています。健康診断の結果は看護師が記録し、保護者へはアプリを活用して速やかに通知しています。看護師は子どもの成長曲線を把握し、必要に応じて保育者に共有すると共に、異常値が見られた場合には保護者へ個別に伝え、受診の必要性等の助言を行っています。また、健康診断の再検結果についても、保護者からの聴取に努めています。

【A14】	A-1- (3) -③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている
評価結果 B	

評価の理由

園では、アレルギー疾患のある子どもへの対応を重視しており、アレルゲンは卵・乳・小麦・ごま・カレイ・えび・かに等多岐にわたります。食物アレルギーのある子どもについては、医師の生活管理指導表を基に、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び「食物アレルギー対応マニュアル」に沿って対応しています。該当児には代替食または除去食を提供し、給食時には座席の配慮を行う他、専用のトレイや食器を使用しています。さらに、厨房での配膳、厨房からの引き渡し、担当職員による提供の三重チェックを徹底し、事故防止に努めています。保護者に対しては、「にゅうえん しんきゅうおめでとう」において除去食の取り扱いを説明しています。また、万一の場合に備え、看護師が「エピペンの使い方」マニュアルを用いて、エピペンやAEDの使用方法について園内研修を実施しています。なお、飲食物の持込みはアレルギー事故につながる危険性があるため、持ち込み禁止の旨を「にゅうえん しんきゅうおめでとう」に明記し、保護者への周知を図ると良いでしょう。

A-1- (4) 食事

【A15】	A-1- (4) -①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている
評価結果 A		

評価の理由

パンフレットに「食事について」を掲げ、「食べることを楽しめる子ども」を主題として、食育を重視した園運営を行っています。全体的な計画に「食事（食育）」を位置付けると共に、「食育年間計画」を作成し、計画的に食育活動を進めています。食事はバイキング形式で提供しており、4・5歳児は自分で盛り付けを行い、3歳児以下の子どもには保育者が少量を盛り付け、おかわりによる達成感が得られるよう工夫しています。食器は陶器を使用し、家庭的な雰囲気を大切にしています。園では「感動につながる食育」をテーマに、野菜の皮むき、プランターや畑での野菜栽培等を日常保育の中で取り入れています。本園3階のテラスに畑を設け、市内の畑でも野菜を栽培し、子どもたちは収穫体験を楽しんでいます。収穫した野菜は「こどもクック隊」（4・5歳児対象のクッキング保育）で調理し、旬の食材を使った炒め物やスープづくりに取組んでいます。また、「物語メニュー」を企画し、「さるかに合戦」にちなんだ柿の種入りサラダや柿の形のクッキー等、物語と食事を組み合わせた楽しい食体験を提供しています。さらに、テラスでのサンマ焼き、七草がゆづくり、誕生会やクリスマスでのレストラン形式の食事、卒園児のリクエストメニュー等、調理部門と保育者が連携し、子どもが楽しみながら食に親しめるよう工夫しています。行事食、郷土食、世界の料理等も毎月栄養士が工夫して提供しています。献立表は毎月保護者に配付し、エントランスには昼食やおやつの展示を行う他、レシピも公開して家庭での食育を支援しています。

【A16】	A-1- (4) -②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している
評価結果 A		

評価の理由

給食は自園調理で行い、食材から手づくりした出来立ての食事を提供しています。献立は2週間サイクルで構成され、和食を中心にしつつ、中華料理や洋風メニューも適宜取り入れています。園では「香り・舌触り・音・いろどり・味わい」の五感を育む食事づくりを大切にしており、新鮮な食材を多種類仕様し、薄味で自然出汁（かつお・煮干し等）を活用することで、素材本来の味を感じられるよう工夫しています。献立にはサバの塩焼き等の魚料理、ひじき・刻み昆布・切干大根・大豆等、家庭で使われていた伝統的な食材も積極的に取り入れています。また、行事食や郷土食に加え、麻婆豆腐、チンゲン菜の中華和え、チャプチェ等世界の料理も毎月提供し、食文化への興味を広げています。秋にはサツマイモやキノコ等旬の食材（野菜・果物）を取り入れ、魚と肉のバランスも苦慮した献立づくりが行われています。園児のリクエストメニューも採用しており、クリスマスメニュー等は子どもの要望を反映した内容となっています。栄養士・調理員は毎日子どもの喫食状況を確認し、メニューや調理方法の改善に努めています。さらに、栄養士・調理師、保育教諭が参加する「わくわくメニュー研究会で」で新しいレシピの開発にも取組んでいます。栄養士へのヒアリングでは、「薄味に戻すことが保育園の役割である」との考えが示されました。今回の利用者（保護者）アンケートでは、給食の献立内容について「満足」「概ね満足」を合わせて97%と非常に高い評価が得られています。

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

【A17】	A-2- (1) -① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている
評価結果 A	

評価の理由

園では、年間指導計画・月間指導計画に「家庭との連携」の項目を設け、季別ごと・月ごとのねらいを明確にしています。例えば、0歳児では、6～9か月未満の時期に「人見知りや甘えは情緒的な発達であることを伝え、悩みに共感しながら不安を少しでも取り除けるようにする」と位置付け、家庭と連携しながら保護者の育児を支援しています。保育者は保護者との関係づくりを大切にし、「連携ノート（連絡帳）」の活用や送迎時の声かけを通して、子どもの姿を保護者と共有しています。保護者との会話の中で気になる点や保育に反映すべき内容は記録し、保育者間で共有すると共に、主任・副園長・園長等管理者へ報告し、助言を得ながら適切な対応に努めています。また、園では保護者と子どもの成長を共有し、家庭と連携した保育を進めるため、「もうすぐにゆえん」の「一緒に子育てしましょう」において、「どのようなことでも担当保育者にお話してください。（中略）園長や副園長、主任や相談担当職員も総務室にありますので、いつでもお声をかけてください」と記載し、相談しやすい体制を整えています。さらに、保護者会、クラス懇談会、保護者面談、行事や保育への参加等、保護者と園が交流できる多様な機会を設け、相互理解と連携を深めています。

A-2- (2) 保護者等の支援

【A18】	A-2- (2) -① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている
評価結果 A	

評価の理由

園では「園は家庭の延長である」との考えの基、家庭と協働した子育てを進めるため、保護者との関係づくりに特に力を入れています。子どもの送迎時には、連携ノート（連絡帳）のコメントに加えて、その日の子どものエピソードを保護者が口頭で伝えるよう努めています。また、受け入れ時には家庭での子どもの様子を保護者から聞き取り、保育者間で共有しています。送迎時や個別面談時の機会には、保護者の子育てに関する不安や悩みを聴き取り、必要に応じて助言を行っています。さらに、午前中の主活動の様子を写真に撮影し、アプリを活用した公開保育日誌として編集し、コメントを添えてクラスの前に掲示することで、保護者が子どもの園での姿を把握できるよう工夫しています。また、業者による写真撮影を月2回実施し、行事や日常保育の様子を希望する保護者に販売しています。クラス懇談会や個人面談の他、随時保護者の相談に応じる体制を整え、家庭と園が連携して子どもの育ちを支えています。今回の第三者評価における利用者（保護者）アンケートでは、「子どもの発達が遅れていて相談すると個別相談や支援を素早くしてくれ、とても安心できた」等の意見が多く寄せられ、「相談ごとへの対応」については「満足」「概ね満足」を合わせて89%の評価が得られました。

【A19】	A-2- (2) -②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応 及び虐待の予防に努めている
評価結果 A		

評価の理由

園則（運営規程）の「虐待の防止のための措置」では、「虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、（中略）相模原市の各子育て支援センター・児童相談所等適切な機関に通告する」と明記しています。また、園では虐待児対応マニュアルを整備し、子どもの傷やアザ、保護者の様子の変化等に対する「気づき」を大切にしています。保護者に変化が見られる場合には、声かけや相談対応を行い、早期の支援につなげています。毎朝の受け入れ時には、子どもや保護者の変化に注意を払い、視診を重視して職員間で丁寧に観察しています。身体に傷やアザが見られた場合は日誌に記録し、園長へ報告すると共に職員間で共有しています。虐待が疑われるケースについては、市や児童相談所へ通報する手順や体制が整備されており、全職員がその流れを理解しています。これにより、子どもの安全確保に向けた迅速かつ適切な対応が可能となっています。

内容評価 A-3 保育の質の向上

A-3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

【A20】	A-3- (1) -①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている
評価結果 A		

評価の理由

日々の保育や指導計画の振り返りを保育者自身が行い、互いに学び合うことで意識の向上を図っています。また、職員専門性チェックリストによる自己評価や、子どもの人権チェックリストを活用した保育実践の振り返りも行われ、保育の質の向上につなげています。「保育のベストショット」として、保育者が子どもとの感動的な関わりの瞬間を記録し、ケースカンファレンスや「ベター保育研究会」の「こどもファースト事例」等に活用しています。これにより、日常の保育の中にある学びや気づきを組織全体で共有し、保育の質を高める取組が進められています。また、職員は業務上の課題解決や質の向上を目的に、幼児生活塾やわらべうた等の自主的な研究グループ（OJT 研究会・10 グループ）を組織し、勉強会を行っています。さらに、保育や食育の実践に関する全国的なコンテストに職員が自発的に挑戦する等、専門性向上に向けた主体的な取組が根付いています。こうした挑戦を後押しする環境が整っていることで、職員一人ひとりが学び続ける姿勢を育み、保育の質を高めるための土壌が培われています。

利用者(保護者)アンケート調査結果

施設名：愛の園ふちのべこども園

定員	315名
アンケート送付数(対象家庭数)	274人
回収率	66%(180人)

【利用者調査項目】

※上段人数、下段%で示しています

問1	この保育園のサービス内容について	知っている	まあ知っている	あまり知らない	知らない	無回答
問1-1	保育方針・保育目標を知っていますか	56人	89人	32人	3人	0人
		31%	49%	18%	2%	0%
問1-2	保育の内容について知っていますか	66人	90人	21人	3人	0人
		37%	50%	12%	2%	0%
問1-3	年間指導計画、行事計画について知っていますか	67人	88人	21人	4人	0人
		37%	49%	12%	2%	0%
問1-4	費用や園の決まり事について知っていますか	82人	77人	18人	1人	2人
		46%	43%	10%	1%	1%

問2	日常の保育について	十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問2-1	遊具や教材について	125人	50人	4人	0人	1人
		69%	28%	2%	0%	1%
問2-2	戸外遊びについて	141人	36人	2人	0人	1人
		78%	20%	1%	0%	1%
問2-3	季節や自然との触れ合いが保育の中に感じられますか	143人	30人	5人	1人	1人
		79%	17%	3%	1%	1%
問2-4	健康作りへの取り組みについて	99人	69人	7人	4人	1人
		55%	38%	4%	2%	1%
問2-5	給食の献立内容について	141人	35人	3人	1人	0人
		78%	19%	2%	1%	0%
問2-6	お子さんは給食を楽しんでいますか	135人	38人	5人	2人	0人
		75%	21%	3%	1%	0%
問2-7	基本的な生活習慣の取り組みについて	106人	64人	9人	1人	0人
		59%	36%	5%	1%	0%
問2-8	保育中のケガ等に関する説明や対処について	107人	50人	18人	5人	0人
		59%	28%	10%	3%	0%

問 3 保護者と園との連携・交流について		十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問 3-1	送迎時の職員との会話や連絡帳、掲示物により1日のお子さんの様子がわかりますか	80 人	68 人	25 人	7 人	0 人
		44%	38%	14%	4%	0%
問 3-2	園の様子や行事に関する情報提供について	81 人	65 人	29 人	5 人	0 人
		45%	36%	16%	3%	0%
問 3-3	懇談会や個別面談等での意見交換について	77 人	70 人	26 人	7 人	0 人
		43%	39%	14%	4%	0%
問 3-4	相談ごとへの対応について	92 人	68 人	14 人	6 人	0 人
		51%	38%	8%	3%	0%

問 4 保育園の環境等について		十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問 4-1	保育室、園庭について（清潔さ、掃除等）	104 人	61 人	13 人	2 人	0 人
		58%	34%	7%	1%	0%
問 4-2	外部からの防犯対策について	77 人	80 人	19 人	4 人	0 人
		43%	44%	11%	2%	0%
問 4-3	感染症の発生状況や注意事項の情報提供について	72 人	70 人	29 人	9 人	0 人
		40%	39%	16%	5%	0%
問 4-4	緊急時の連絡体制、周知、防災訓練等について	99 人	79 人	0 人	2 人	0 人
		55%	44%	0%	1%	0%

問 5 職員の対応について		満足	概ね満足	やや不満足	不満足	無回答
問 5-1	職員はお子さんを大切にしてくれていますか	131 人	45 人	4 人	0 人	0 人
		73%	25%	2%	0%	0%
問 5-2	保護者に対する職員の対応や態度について	99 人	69 人	9 人	3 人	0 人
		55%	38%	5%	2%	0%
問 5-3	保育サービス提供方法の統一性について（どの職員も同じように保育をしているか等）	90 人	72 人	15 人	3 人	0 人
		50%	40%	8%	2%	0%
問 5-4	お子さんは保育園で楽しく過ごしていますか	148 人	30 人	2 人	0 人	0 人
		82%	17%	1%	0%	0%

問 6 この園の総合満足度について		満足	概ね満足	やや不満足	不満足	無回答
この保育園を総合的に評価すると、どの程度満足していますか		110 人	62 人	6 人	2 人	0 人
		61%	34%	3%	1%	0%

事業者コメント

施設名 愛の園ふちのべこども園
施設長名 松岡 裕

《第三者評価を受審した感想・自己評価での取組の感想》

自らの保育、教育内容を詳らかに外部の光に当てることで気づくこと、教えられることがあると思
い、以前に全国の園の中で第一号で受審をしたのですが、今後も第三者評価は積極的に取り組んで参
りたいと考えております。